

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 27 日

四万十市長 中 平 正 宏



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
奥屋内 集 1	四万十市西土佐奥屋内字ヲ件 1590-8	90-1-24	山林	1.62	令和 5 年 8 月 10 日から令和 10 年 8 月 9 日まで	

2 縦覧場所 四万十市農林水産課、四万十市西土佐総合支所産業建設課、四万十市公式ホームページ

3 本公告により、四万十市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。